

◆◆◆廃止届(販売業)について◆◆◆

- ◎ 業務を廃止した場合には、毒物劇物営業者登録票を添えて廃止日より30日以内に届出を行う必要があります。(毒物及び劇物取扱法第10条)
- ◎ 提出部数：1部(写しを取って、控えを保管してください。)
- ◎ 届出書の提出先：枚方市保健所 保健医療課 薬事担当
〒573-0027 枚方市大垣内町 2-2-2
電話(072)-807-7623

廃止届の記載上の留意点

- (1) 業務の種類別欄には、毒物劇物の一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載すること。
- (2) 登録年月日は、登録票に記載されている有効期限の開始年月日を記載すること。
- (3) 営業所、店舗の所在地及び名称は登録票をよく確認のうえ記載すること。
ただし、住居表示変更があった場合には新しい住居表示に従って記載し、その旨を備考欄に明記すること。
- (4) 廃止年月日は実際に業務を廃止した日を記載すること。
- (5) 廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品目、数量及び保管又は処理方法については、具体的に記載すること。
- (6) 備考欄には、廃止の理由(完全廃止、移転による廃止等)を記載すること。
- (7) 届出年月日は、提出日を記載すること。
- (8) 住所及び氏名は、登録票をよく確認のうえ記載すること。
- (9) 添付すべき登録票を紛失した場合は紛失理由書を添付すること。その際には、届出者の本人確認を行いますので、本人確認が出来る公的な身分証明書をご持参ください。
- (10) 廃止届出を郵送でされたい場合は、届出書の提出先窓口までご相談ください。